

布類の特別収集

春の「布類」特別収集を行います。資源として回収できる布類をご用意いただき、近くの集会所までお持ちください。

実施月日 市街地区 6月1日(火)・2日(水)
離島地区は秋に行います。(日程未定)
実施時間 午前9時～午後1時
実施場所

6月1日(火)	6月2日(水)
北町集会所	栄町南集会所
川北老人福祉センター	栄町集会所
築港集会所(港町1丁目)	南町集会所
幸町コミュニティセンター	中央公民館(小ホール前)
幸町南集会所	4条集会所
	寿町集会所

- お近くの集会所、都合のよい集会所へお持ちください。
- 羽幌消費者協会がお受け致します。

資源となる「布類」

- 回収できるもの(綿50%以上)
 - ・メリヤス地/シャツ、パンツ、ズボン、Tシャツ、ベビー服、ポロシャツ、ほか
 - ・メ ン 地/シャツ、布団カバー、トレーナー、Yシャツ、ブラウス、パジャマ、ほか
 - ・タ オ ル 地/タオル、タオルケット、ベビー服、バスローブ、ほか
 - ・ネ ル 地/ねまき、ほか

- 回収できないもの

- ・ジャージ、Gパン、布団、靴下、毛糸類、ジャンパー、背広、コート、ズボン、スカート(ナイロン)など
- 持込方法(無料です)

洗濯をしたあと、透明または白色系の袋に入れてお持ちください。(タオルのみの場合など少量の場合は袋に入れなくてもよいです。)

ボタンやファスナーははずさなくてもよいです。

必要のないものを買わされた場合はクーリングオフ制度を利用しましょう!

例年、春になると物品などの電話勧誘が急激に増えます。必要のないものは安易に買わないことが大切です。断りきれずに不必要なものを買わされた場合は、電話勧誘または訪問販売でしたら8日間以内なら基本的にクーリングオフ(契約解除)ができます。

▶詳しくは/北海道立消費者生活センター
留萌相談所 ☎ 0164-49-2770
役場生活環境課 ☎ 2-1211(内線123)

生活環境

内線122・123

家庭用焼却炉を無料回収します

昨年の秋から実施している無料回収を引き続き行いますので、下記の事項を確認のうえ申込みください。(天売・焼尻地区は、各支所へ申込みください。)

- 対象となる焼却炉/一般家庭(兼店舗含む)で家庭ごみを焼却していた焼却炉。
- 申込方法/粗大ごみとして収集しますので、収集日の1週間前から収集日の前日午前中までに、生活環境課に電話で申込みをしてください。
- 注意事項/焼却炉以外の目的で使用したものは収集しません。焼却炉の中の灰等のごみは事前にかき出し処理をしてください。
- 回収期間/平成16年10月の粗大ごみ収集日まで。
- 野外焼却をすると次の罰則が適用されます。

☼ 野外焼却の違反者への罰則 ☼

- 3年以下の懲役
- 300万円以下の罰金
- 3年以下の懲役と併せて300万円以下の罰金

マイマイガ(幼虫)を見たら駆除をお願いします

日増しに暖かくなり、マイマイガの幼虫の発生が心配されます。最初は軒先や壁、樹木に数ミリ程の黒いケムシが集団でみられます。

風などで分散し、雑草や樹木で成長して7月上旬頃に成虫(マイマイガ)になります。

マイマイガの幼虫を発見したときは、殺虫剤などで駆除をしてください。また、発生を少しでもくい止めるため、周辺の草刈りもお願いします。

空地や空家の管理をお願いします

空地や空家の管理義務は所有者にあります。

放置されている空地や空家に関する苦情が寄せられています。所有者は定期的に点検し、管理をお願いします。

- 空地/環境美化や害虫の発生防止のため、草刈りをお願いします。
- 空家/使用見込みのない家屋で、解体処理ができないときは、風などによる屋根の飛散や壁の崩れなど危険がないように管理をお願いします。